

第 号
年 月 日

下水道排水設備工事責任技術者登録取消・停止通知書

様

所沢市上下水道事業管理者

印

次のとおり、下水道排水設備工事責任技術者の登録を 取消し・停止 したので、所沢市下水道排水設備指定工事店規程第7条の規定に基づき通知します。

登 録 番 号	登録第 号
理 由	
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は上下水道事業管理者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日(前記の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。